

9 月 2 0 日 (金)

(第 4 日 目)

平成25年第3回南関町議会定例会（第4号）

平成25年9月20日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 報告第2号 平成24年度南関町財政健全化判断比率の状況について
- 日程第2 議案第53号 南関町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第54号 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第55号 平成24年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第56号 平成24年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第57号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第58号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第59号 平成24年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第60号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第61号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第62号 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第63号 平成25年度南関町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第64号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第65号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第66号 平成25年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第16 議案第67号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第68号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第69号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第70号 平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第71号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議員提出議案第4号 道州制に断固反対する意見書（案）
- 日程第22 委員会報告について
「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」
平成22年6月議会から継続審査の分
・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情
- 追加日程第1 閉会中の継続審査について
「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」
陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情
- 追加日程第2 閉会中の継続調査について
「総務文教常任委員会」
- 追加日程第3 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 井下 忠俊 君 | 2番 境 田 敏高 君 |
| 3番 打越 潤一 君 | 4番 鶴 地 仁 君 |
| 5番 田 口 浩 君 | 6番 島 崎 英樹 君 |
| 8番 山 口 純子 君 | 9番 橋 永 芳政 君 |
| 10番 唐 杉 純夫 君 | 11番 酒 見 喬 君 |
| 12番 本 田 眞二 君 | |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町	長	上田	数吉	君	会計	管理者	木村	浩二	君
副町	長	本山	一男	君	総務	課長	堀	賢司	君
教育	長	大里	耕守	君	福祉	課長	坂井	智徳	君
まちづくり推進	課長	佐藤	安彦	君	建設	課長	大木	義隆	君
教育	課長	大石	和幸	君	住民	課長	菅原	力	君
経済	課長	西田	裕幸	君	延寿	荘長	福田	恵美子	君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局	長	松本	寛	君	書	記	橋本	恵	君
-------	---	----	---	---	---	---	----	---	---

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 報告第2号 平成24年度南関町財政健全化判断比率の状況について

○議長（本田眞二君） 日程第1、報告第2号、平成24年度南関町財政健全化判断比率の状況についてを議題にします。

本案は報告内容の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第53号 南関町長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、議案第53号、南関町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第53号、南関町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第54号 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第3、議案第54号、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第54号、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第55号 平成24年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第4、議案第55号、平成24年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第55号、平成24年度南関町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第5 議案第56号 平成24年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第5、議案第56号、平成24年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第56号、平成24年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第6 議案第57号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第6、議案第57号、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第57号、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第7 議案第58号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第7、議案第58号、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第58号、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第8 議案第59号 平成24年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第8、議案第59号、平成24年度南関町介護保険事業特

別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第59号、平成24年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第9 議案第60号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第9、議案第60号、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第60号、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第10 議案第61号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第10、議案第61号、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第61号、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第11 議案第62号 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第11、議案第62号、平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第62号、平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第12 議案第63号 平成25年度南関町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第12、議案第63号、平成25年度南関町一般会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 福祉課のほうにお尋ねします。

14ページの3款民生費、2の児童福祉費、1目の児童福祉総務費の13の委託料であります。この中で認可化移行可能性調査委託料ということで26万3,000円出ております。文化幼稚園のことということでお聞きしておりますが、この認可に向けての可能性をさぐるということですが、認可の見通し、そしてスケジュール、どのように考えられておられるかお尋ねをいたします。お願いします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） ただ今のご質問でございますけれども、委託料ということで26万3,000円をお願いしているところでございます。この認可につきましては、子ども・子育て支援関係で法律が新しく改正ということで、認可保育所または認定こども園への希望をされるということでございましたので、そういった、どうして認可になってないのかというような、障害があっている事由を診断しまして、認定できる移行のための計画を策定するというところで今回お願いしたところでございます。今回、補正ということでお願いしているところでございますので、これをご承認いただいた暁には、できるだけ早い時期に委託をいたしまして、できれば今年度中にその結果を出したいというふうに計画をいたしておるところでございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 分かりました。この文化幼稚園についてですね、認可がなされるならば、町の保育環境をさらに充実が図れると思いますので、ぜひ認可に向

けて努力していただきたいという期待をしております。

以上です。よろしいです。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第63号、平成25年度南関町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第64号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）について

○議長（本田眞二君） 日程第13、議案第64号、平成25年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第64号、平成25年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第14 議案第65号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)について**

○議長(本田眞二君) 日程第14、議案第65号、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第65号、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第15 議案第66号 平成25年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)について**

○議長(本田眞二君) 日程第15、議案第66号、平成25年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第66号、平成25年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第67号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（本田眞二君） 日程第16、議案第67号、平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第67号、平成25年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第68号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第17、議案第68号、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第68号、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第69号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（本田眞二君） 日程第18、議案第69号、平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第69号、平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 19 議案第 70 号 平成 25 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) について

○議長(本田眞二君) 日程第 19、議案第 70 号、平成 25 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号) についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第 70 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、議案第 70 号、平成 25 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号) については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 20 議案第 71 号 平成 25 年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

○議長(本田眞二君) 日程第 20、議案第 71 号、平成 25 年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算(第 1 号) についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第 71 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第71号、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合上、副議長と交代します。

[議長交替]

○副議長（酒見 喬君） 議事の都合上、副議長の私が議長の職務を行います。

-----○-----

日程第21 議員提出議案第4号 道州制導入に断固反対する意見書（案）

○副議長（酒見 喬君） 日程第21、議員提出議案第4号、道州制導入に断固反対する意見書（案）についてを議題にします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 朗読いたします。

議員提出議案第4号、平成25年9月20日、南関町議会議長 本田眞二様。提出者、南関町議会議員 本田眞二、賛成者、南関町議会議員 橋永芳政、賛成者、南関町議会議員 山口純子、賛成者、南関町議会議員 打越潤一、賛成者、南関町議会議員 井下忠俊、賛成者、南関町議会議員 島崎英樹、賛成者、南関町議会議員 境田敏高、賛成者、南関町議会議員 唐杉純夫、賛成者、南関町議会議員 酒見喬。

道州制導入に断固反対する意見書（案）。

上記の件を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。

さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において、閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされる恐れが高い上、道州はもとより、再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。

それにも関わらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底、地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々南関町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月20日。

衆議院議長 伊吹文明殿

参議院議長 山崎正昭殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）麻生太郎殿

内閣官房長官 菅義偉殿

総務大臣 新藤義孝殿

内閣府特命担当大臣（地方分権改革）新藤義孝殿

道州制担当 新藤義孝殿

熊本県南関町議会。

以上であります。

○副議長（酒見 喬君） お諮りします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、議員提出議案第4号については、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。4番議員。

○4番議員（鶴地 仁君） 意見書に対して反対の意見としてから述べさせていただきます。

1回こっきりの討論ですので、ちょっと長くなりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

まず、始まりからですけれども、道州制とは外交、防衛といった、真に全国的な視点に立った事務をですね、国の役目とし、その強化を図っていく。一方、地方で判断できることは地域に任せ、地域の実情に合わせ、統治を任せるというのを基本にしております。地方分権を進めるというのが目的です。

国の事務を国家的危機管理、防衛、外交、それから国民経済の基盤をですね、全国的な視点に立って行わねばならないことに限定し、国家機能の専門、集約、強化を図るとしております。民にできることは民に、地方にできることは地方にというのが根幹であろうと思います。

このような中、県の全部の、県の人口ですね、60万、70万人しかいないような県もあります。そういったところでは、国のような機能をもつことは困難であろうと思います。今は100万でも、将来60万、50万と減っていくような県もいくつもあると思います。それではどうしても行政に無理が生じる。将来を見据え、組織を大きくする必要があるというのも道州制の目的であると思います。

現行の不便、批判というのもあります。小さな事例ですけれども、例えば学校校舎を建てる時に、沖縄では夏暑いから、廊下を南に造りたい。暑くてたまらないから。北海道では寒いから、廊下を北側に、教室は南側に。ところが、全国一律で廊下を北側、教室は南側、そういったがんじがらめの基準でもって、全国一律で。あるいは工期でも一緒ですが、沖縄のほう、南のほうは年中いろんな工事ができますが、北海道では4カ月、5カ月、雪のために工事に入れない、そういったところも一律同じような基準で、補助金の条件、工事をさせている。こういったのは非常に不便ではないかと。

それから、浅野史郎さん、元宮城県知事ですけれども、この方が嘆いておられたのがですね、すべて補助金は条件付き、紐付きで、知事がやっていることはすべて機関委任事務であり、自分の自由でやれるものは何もないというふうに嘆いておられました。これをですね、例えば税率、法人税、今36%、2年前ですかね、下がって36%ですけれども、こういったことも道州制で自由度を高めて、競争してい

くならばですね、一局集中しない。東京に一局集中しない、そういった経済圏ができるのではないかと思います。

例えば、中国は法人税が25%、韓国はここに企業が出ていかないように、常に1%低くしております。そうやって競争しながら、自分の国を守っている、企業を守っているという状況です。ですから、道州制でもってお互いが競争しながら、そして自分の州を高めていくというふうなやり方をしたほうが、私はいんじゃないかなと思います。

それから、国の借金問題、国ではなくて、これは政府ですけれども、実際は貸しているのはですね、国民が92%貸していますので、本来は政府の借金というべきですけれども、これがまったく改善されてきておりません。橋本内閣のときに300兆だったですかね、赤字が、借金が。これに危機感をもって一生懸命それを改善しようとしたんですが、未だかつて全くそれは改善された試しがありません。そして、今や1,000兆円になっております。そして、6月の時点で発表が、1,000兆円を超して、国民1人当たり792万円の借金を抱えている状況であります。そういうふうなのが発表されております。借りているのも、それから貸しているのも国民という意見もありますけれども、この状況は尋常ではないという危機感をもつべきだと思います。また、それを取り組んできましたけれども、未だかつて全くこれは改善されておりません。

今まで改善されてないということは、同じやり方ならば、これから先も全く改善しないと。恐らく1,000兆円どころか、1,500、2,000兆円というふうになるでしょう。300兆から1,000兆円まで、あっという間に増えております。じゃあこれをどうするかというときに、やはり税金を上げるか、経済を立て直すか。経済を立て直すのに、東京一局集中では無理だと。じゃあ地方に権限をもたせ、地方が競争しながら経済を高めるというのが大事なことだと思います。特に関東大震災、これは90年経っております。もうすぐこれは大震災がまた来ると思っています。一局集中のときに、こういう地震が発生すればですね、日本はこれでアウトだと思います。そのためにも国の組織ではありませんが、大きな組織として国の防衛とかですね、そういったものじゃないですよ。今、国がやっているような事業をですね、道州でやれるような体制を整えておかないと、非常に危険だというふうに思います。

それから、人口問題でちょっと意見を申し上げます。2035年、あと22年後ですけれども、これは前にもちょっと言ったことがあります、2005年を100とした場合の各町村ごとの指数ですけれども、南関町はあと22年後に現在の人口から65.2%になるという研究統計が出されております。和水町で69%、玉

東町で72%、長洲町で74.3%、いずれもあと22年でそれくらい減ると。そして、熊本県の人口も30万人は減るといわれています。これがさらにもう一回25年後、まだ今の若い人たちが生きておられるときにですね、人口は南関町は5,000人を切ってしまいます。そういった状況の中で、今のような、今がいいから今で大丈夫だからということで続けるのはどうかなというふうに思います。

それから、じゃあ具体的にどのようにして進んでいるかということになりますけれども、国民的な議論を開始するためには、まずは法律を制定し、その方向、手続きといったものを国民会議にかけ、しっかり議論しましょうというのが今の段階です。議論する前から、アレルギー的に絶対反対というのはですね、いかがなものかと思います。特に断固反対という文言にはですね、もうという疑問があります。

それから、熊本県の財政力指数を確認してもらいたいですけれども、県内45地区で16位という南関町でさえ0.38です。分かりやすいように表現するとですね、若夫婦が生活費10万円のうち、共働きで3万8,000円の収入、親から、国からの仕送り6万200円をもらって生活しているようなものではないでしょうか。厳密にはそうではありませんけれども、だいたいの指数になると思います。県内の財政力指数、南関町より悪いのが29市町村、親から、国から仕送りしてもらいながらですね、親が何とか家計を改善したいから、経費を節約してほしい、協力してほしいというものをですね、子どもがだだをこねて、嫌だ、転校したくないと言っているようなものではないかなというふうに感じます。子ども心も分かるからですね、ここは条件を付けて、小遣いを減らさなければ、条件によっては賛成しますよというぐらいの意見であってほしいと思うんですけれども、断固反対というふうな意見書ですから、私は例え県内1人であっても、意見書には逆に断固反対をしないと、反対するものであります。

以上です。

○副議長（酒見 喬君） 原案に反対の発言でした。

次に、原案に賛成者の発言を許します。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 私は、今回の意見書について、賛成の立場で発言をしたいと思えます。

まず、この道州制のこと、また意見書については、先日の全協の中でいろんな議論が出ました。その中で、大多数の方が意見書には賛成という声があったと思います。

そこで出ました理由というのが、やはり国の姿、国が考えている道州制の姿、形、また末端までのありようというのが、まだ現段階では見えないということ。そして、南関町のような小さな自治体においては、平成の大合併に見られるような、いろん

な弊害、心配事がまだたくさんあるということ、それが払拭されないということがあります。それから、引いては、行政と住民というのが離れてしまうということ。これらのことから、今回、この段階におきましては、反対をするべきだろうと思います。

この道州制導入というのは、たいへん大きな問題です。日本の形、また住民自治という根幹から考え直されるような大問題だと思います。このことを時期尚早に動かしてしまうというのは、たいへん危機感をもちます。

また一方で、この道州制ということを考えていきますと、まだまだ議論が足りない政府に断固反対の意思を表示して、そしてまだまだ議論をすべきだということの意味も含めて、今回は反対させていただきたいと思います。

また、今回、意見書を提出されておりますのが、熊本県の町村議会議長会です。これは議長も入っておられます会であります。その中で時間をかけて論議がなされて、今回、意見書を提出するようという要望が上がっておりますので、南関町議会としてもこれに思いを一つにして、行動を共にして、この時点では今の時点での道州制の導入に断固反対するということが必要ではなかろうかと思います。

そのようなことで、今回の道州制導入に反対する意見書に賛成をするものでございます。

以上です。

○副議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒見 喬君） それでは、以上で討論を終わります。

これから議員提出議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（酒見 喬君） お座りください。

起立多数です。従って、議員提出議案第4号、道州制導入に断固反対する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

審議が終了しましたので、これで議長と交代します。

〔議長交替〕

-----○-----

日程第22 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

平成22年6月議会から継続審査の分

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 日程第22、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

産業厚生常任委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） おはようございます。ご報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成25年9月20日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第10号。

付託年月日、平成22年6月21日。

件名、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見といたしまして、種鶏孵化場の臭気対策は、熊本農業研究センターからの指導を中心に受けながら行われています。うすま苑から聞き取り調査を行ったところ、ハエの飛来はほとんど見られず、改善はされてきた。しかし、臭気については、まだ時々強く臭ってくる日もある。これから気候も良くなってくるので、状況を見守っていきたいとのことであった。よって、和解までいたっていないと判断されるため、継続といたします。

以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

お諮りします。

陳情第10号に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） はい、お座りください。起立多数です。

従って、陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただ今、産業厚生常任委員会委員長ほかから、閉会中の継続審査についてなど3件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、閉会中の継続審査についてなど、3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（本田眞二君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（松本 寛君） [議案名朗読]

-----○-----

追加日程第1 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 追加日程第1、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第10号の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続調査について

「総務文教常任委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第2、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました指定管理者制度について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本会議に付議されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、そり整理を議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで、平成25年第3回南関町議会定例会を閉会します。起立。礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会副議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 25 年 第 3 回 定 例 会

平成 25 年 12 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 本 田 眞 二

編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 松 本 寛

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316

電 話 (0968) 53-1111